

徳島市立図書館施設又は設備の利用承諾に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島市立図書館条例（以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく図書館施設又は設備（以下「施設等」という。）の利用承諾について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 条例第8条第1項に規定する図書館の施設又は設備のうち教育委員会が定めるものとは、次の各号に掲げる施設等とする。

各種コーナー（インターネットコーナー、AVコーナー、社会人席コーナー）

図書館ギャラリー

その他徳島市教育委員会（以下「委員会」という。）が特別に必要と認める施設等

(利用時間及び日数等)

第3条 第2条に規定する施設等の利用時間及び日数等（以下「利用時間等」という。）については、指定管理者が別に定めるものとする。

2 指定管理者は、前項に定める利用時間等を決定又は変更しようとするときは、事前に委員会と協議するものとする。

(利用手続)

第4条 第2条に規定する施設等を利用しようとする者は、指定管理者が定める利用の手続きに従って、指定管理者の承諾を受けなければならない。

(利用承諾の基準)

第5条 指定管理者は、第2条に規定する施設等の利用について、次の各号のいずれかに該当する場合は利用の承諾をしないものとする。

関係法令、規定又は公序良俗に反するおそれがあると認められるとき

営利を目的とするおそれがあると認められるとき

特定の営利事業に対して特に便宜を図るおそれがあると認められるとき

他の利用者の利用及び図書館事業の実施に支障があると認められるとき

図書館の管理運営上又は安全確保上支障があると認められるとき

利用の目的、内容等が不適切であると認められるとき

ア 人権侵害となるおそれがあると認められるとき

イ 政治性又は宗教性があると認められるとき

ウ 個人の氏名又は意見を広告しようとしていると認められるとき

エ 社会問題についての主義又は主張にあたりと認められるとき

オ 誇大、虚偽、誤認等のおそれがあると認められるとき

カ 青少年の健全育成にとって有害であるおそれがあると認められるとき

キ その他公共性、公益性を損なうおそれがあると認められるとき

その他指定管理者が適当でないとき

2 指定管理者は、第2条に定める施設等を利用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は利用の承諾をしないものとする。

- 暴力団又はその構成員若しくはその統制下にある者
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制を受ける者
- 消費者金融・ギャンブルに係る者
- 法律に定めのない医療類似行為に係る者
- その他指定管理者が適当でないと認める者

(使用料)

第6条 第2条に規定する施設等の利用に係る使用料を徴収してはならない。

(利用者の遵守事項等)

第7条 利用者は、第2条に規定する施設等を利用するに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 図書館内の秩序、安全及び清潔を保つこと。
- 図書館の規則等を遵守すること。
- 図書館の施設等を損傷しないこと。
- 承諾を受けた目的以外に利用しないこと。
- 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- その他指定管理者職員の指示に従うこと。

2 利用者は、第三者に利用に関する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第8条 利用者は、施設等の利用が終了したとき、または利用承諾を取り消されたときは、直ちに原状に復して返さなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月13日から施行する。